

日本における部落解放運動と差別撤廃に向けた法整備

友永健三（注1）

1、はじめに

部落問題は、日本の歴史と文化に根ざした重大な人権問題である。1922年3月3日、全国水平社が創立されて以降、今日まで部落差別の撤廃を求めた運動は88年に渡って展開されてきている。

この運動は、結婚や就職、学校や職場、さらには日常生活の場などで生起する差別事件に対する抗議行動として展開されてきている糾弾闘争とともに、部落問題を解決するための法整備を、国や自治体に対して求め続けてきている。

1970年代後半以降は、国連の人権擁護活動との関係が図られ、国際人権諸条約の批准を求めた運動が展開され、締結した条約を活用した取組等が実施されてきている。

本稿では、部落差別の撤廃を目指した法整備に関する部落解放運動の取組の概要を紹介する。

2、部落問題とは

部落問題とは、日本において前近代社会に存在していた賤民（主として「穢多（えた）」とよばれていた賤民）に対する身分差別が遠因となって、近現代社会においてもそれらの賤民が居住していた地域の居住者や出身者が差別を受けている問題である。

他の国における類似する差別としては、インド等南アジア諸国に存在しているカースト制度に起因するダリットに対する差別問題等がある。（注2）

韓国において類似する差別としては、「白丁」に対する差別があげられる。（注3）

第2次世界大戦後、政府が本格的に部落問題に取り組むきっかけになった同和対策審議会答申（1965年8月）では、部落問題について以下のように規定されている。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

また、部落問題の特徴について、以下のように述べられている。

「その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。」

（注4）

3、部落の概況

政府は、1993年に全国的な同和地区生活実態把握等調査を実施したが、これによると部落の概況は、以下の通りである。

全国36府県、1081市町村に、4442地区の同和地区（被差別部落）が存在している。（注5）

同和関係住民（部落住民）の戸数は29万8385戸で、人口は89万2751人である。同和地区にすむ同和関係住民以外の人びとを含むと、戸数は73万7198戸、人口は215万8789人である。政府が実施した実態調査の中で使用されている同和関係住民とは、「同和地区に居住するものの内、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的、社会的、文化的に低位の状況に置かれ、現在においても社会的経済的地位の向上が不当に阻まれていると認められるものをいう」と定義されている。

なお、この調査は、同和対策事業を実施している地区の調査に限定されていて、同和対策事業を実施していない地区は対象とされていない。また、同和地区から出て、同和地区外で生活している同和地区出身者（部落出身者）も、調査の対象とはされていない。

4、部落解放運動の歩みと差別撤廃に向けた法整備～第2次世界大戦まで

日本は、1868年に明治維新を行い、近代社会の仲間入りをした。1871年8月、徳川幕藩体制の下にあった「穢多（えた）」、「非人（ひにん）」などの賤民に対する差別呼称を廃止し職業を自由にすることを定めた「**解放令**」が出された。（注6）

「解放令」は出されたものの、長年にわたる差別を撤廃するための具体的な施策は講じられなかった。そのみならず、納税や徴兵等の新たな義務が課せられたこと、天皇を中心とした新たな身分制度が導入されたこと、学歴偏重や衛生思想に代表される近代国民国家路線がとられたことなどによって、部落差別は再編強化されることとなった。（注7）

1922年3月3日、京都において、部落差別の撤廃を求めて全国水平社が創立された。この大会で採択された**水平社宣言**（資料①）は、日本における最初の人権宣言と呼ばれている。

全国水平社は、日常露骨に存在していた結婚差別、学校での差別、地域社会での差別、さらには軍隊内での差別等に対する糾弾闘争を果敢に展開し、部落差別の不当性を社会に訴えた。

全国水平社の運動で、最も大衆的な規模でもって闘われた運動として1933年の高松差別裁判糾弾闘争がある。この事件は、四国・香川県の部落の男性が部落出身であることを告げずに結婚したことを有罪（結婚誘拐罪）であるとした検事の論告求刑と差別判決に対する糾弾闘争であるが、「差別判決を取り消せ、然らざれば解放令を取り消せ」とのスローガンの下に「解放令」を活用して闘われた。この闘いの結果、刑に服していた男性は刑期よりも速く釈放され、検事は左遷された。（注8）

全国水平社は、1923年4月、韓国・晋州において創立され衡平社との連帯や、ドイツのユダヤ人迫害に対する抗議行動（1933年）などの国際連帯活動も展開した。（注9）

しかしながら、1937年に勃発した日中戦争、それに続く太平洋戦争の中で、水平社の活動に対する弾圧は熾烈を極め、ついには戦争協力を余儀なくされた。

5、部落解放運動の歩みと差別撤廃に向けた法整備～敗戦から1955年まで

1945年8月、日本は、敗戦した。翌年2月、京都において部落の代表者が集まり部落解放全国委員会との新たな名称のもとに、部落解放運動は再建された。

部落解放全国委員会は、1946年11月に発布され、翌年5月に施行された**日本国憲法**のなかに部落差別撤廃に役立つ条項を入れさせるための活動を展開した。

この結果、日本国憲法の第14条1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と、差別が一般的に禁止された。また、第24条1項では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」との規定が盛り込まれた。（注10）

日本国憲法の制定によって、差別は一般的に否定されたが、部落差別を撤廃するための具体的な法律の制定や施策の実施が行われなかったため、部落と部落民がおかれていた劣悪な実態は放置されたままであった。

1951年10月、京都において「オール・ロマンス」差別事件が発覚し、これに対する糾弾闘争が展開された。このなかで、部落と部落民がおかれている劣悪な差別の実態は差別の結果もたらされたものであるとして、これを生み出した地方自治体に対する行政闘争が展開された。（注11）

この闘いの経験が全国的に広まる中で、部落解放運動が大衆的に取り込まれるようになっていき、1955年8月、部落解放同盟へと名称の変更が行われた。

6、部落解放運動の歩みと差別撤廃に向けた法整備～1956年から1985年まで

地方自治体に対する行政闘争を基礎に、1958年から国に対する取り組みを求めた運動として国策樹立請願運動が本格的に開始された。

この結果、1960年に**同和对策審議会設置法**が制定され、1965年8月に、同審議会から答申が出された。この審議会には部落解放同盟の代表も参加し、部落問題解決に役立つ答申を求めた全国行進なども展開された。

同和对策審議会答申（「同対審答申」）では、同和問題の早期解決が「国の責務であると同時に国民的課題である」ことが指摘され、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業・職業の安定、教育の向上、人権の擁護等が総合的かつ計画的に実施される必要があることが盛り込まれた。（注12）

答申を受けて、答申の完全実施を求める運動が展開される中、1969年に**同和对策事業特別措置法（「同対法」）**が10年間の時限立法として制定された。（注13）その後、「答申」

と「特別措置法」を活用して部落差別の実態を改善する諸施策が実施された。

1975年11月、部落地名総鑑差別事件が発覚した。この事件に対する究明活動の中で、興信所・探偵社などによる部落差別身元調査や部落地名総鑑の作成・販売さらには企業による就職差別が法的に禁止されていないことが明らかになった。(注14)

その後、国に対して、興信所・探偵社などの部落差別身元調査や部落地名総鑑の作成・販売さらには企業による就職差別の禁止を求めた運動が展開されたが、国がなかなか応えようとしないため、自治体レベルでの条例制定運動が展開された。この結果、1985年3月、**大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例**（「大阪府部落差別調査等規制等条例」）が制定された。(注15)その後、部落差別身元調査を規制する条例が熊本県（1995年3月）、福岡県（1995年10月）、香川県（1996年3月）、徳島県（1996年12月）で制定された。

1976年、世界人権宣言を発展させ、これを条約化した**国際人権規約**が国際的に発効した。これを機に、同規約の批准を求めた世論が盛り上がりを見せ始めた。部落解放同盟や部落解放研究所(注16)は、部落差別の撤廃と人権確立に役立つとの位置づけのもと、国際人権規約の批准運動を活発に展開した。この結果、日本は1979年6月、国際人権規約を批准した。

7、部落解放動の歩みと差別撤廃に向けた法整備～1985年以降今日まで

(1) 国に対する取組

1969年に制定された同和对策事業特別措置法は、当初10年の時限立法であったが、10年間では部落差別撤廃はおぼつかないため、同法の強化延長の闘いが展開され、1978年10月には同法が3年延長された。また、1982年3月には5年間の時限立法として**地域改善対策特別措置法**（「地対法」）の制定が実現した。(注17)

このような経過の中で、「特別措置法」の延長では、部落問題の根本的な解決は困難であるとの受け止め方が運動団体や研究者の中で広がり、1985年5月、**部落解放基本法**の制定を求めた運動が開始された。この法案は、①部落差別の現状、②同和对策審議会答申の基本精神、③人種差別撤廃条約に代表される国際的な差別撤廃の基本原則を踏まえたもので、運動団体と研究者によって取りまとめられたものである。同法案の内容は、①宣言法的部分、②事業法的部分、③規制・救済法的部分、④教育・啓発法的部分、⑤組織法的部分から構成されている。(注18)

「地対法」の期限切れを迎えた1987年3月、**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**（「地対財特法」）が5年間の時限立法として成立した。(注19)5年間の期限が来た1992年3月、対象事業の見直しなど一部改正の上、同法は再度5年間延長された。

1993年、政府は、部落差別の現状を明らかにするために実態調査を実施した。調査は、①概況調査、②生活実態調査、③国民の意識調査の3種類の調査であった。この調査によっ

て、部落の道路や住宅などの生活環境面の改善は進展したものの、生活保護受給者は7倍、不安定就労者は2倍など生活や就労さらには教育面での較差が存在していることが明らかになった。さらに、国民の部落問題に対する理解としては、60%近い人びとが自分の子どもと部落出身者との結婚に反対の意識を持っていることなどが明らかになった。この他、同和地区住民で差別をうけた体験を持つ人（同和地区住民の三人に一人）の中で、法務局や人権擁護委員などの現行の人権侵害救済制度を利用した人がわずか0.6%に過ぎない実態が浮き彫りにされた。（注20）

1996年5月、政府の諮問機関である**地域改善対策協議会から意見具申（「地対協意見具申」）**が出された。この意見具申は、先に紹介した実態調査で明らかになった部落差別の現状を踏まえるとともに、「特別措置法」の終了を見越して、部落問題解決に向けた新たな取組の方向を提言する任務を持ったものであった。意見具申の「基本認識」では、①これまでの取組によって改善に向けて前進しているものの、同和問題は依然としてわが国の重大な問題であること、②同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決することは、国際的な責務であること、③同和対策審議会答申の基本精神を踏まえ、今後とも同和問題の解決に向けて、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が主体的に努力していかなければならないこと、④同和問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わるあらゆる問題の解決と結びつけていくという新たな方向性を見極めるべきであることを指摘した。

その上で、「今後の主な課題」として、①依然として存在している差別意識を解消するための教育・啓発、②人権侵害による被害者の救済等、③教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、④差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化の4点を提起した。（注21）

1994年6月、日本社会党、自由民主党、新党さきがけによる連立内閣が誕生し、日本社会党の村山富市委員長が首相に選出された。この内閣のもとで、与党・人権と差別問題に関するプロジェクトが設置され、1995年6月、中間意見が取りまとめられた。この中では、「今日、人権実現へ向けた国際社会の要請は日増しに大きくなっている。・・・（中略）・・・このため、わが国基本政策のひとつとして人権政策について検討する必要がある。」との時代認識が示された。その上で具体的には、①人種差別撤廃条約の早期批准、②人権教育のための国連10年（1995～2004年）に率先垂範して取り組むこと、③人権侵害の被害者の救済に向けて政府としてそのあり方を検討すること、④同和問題の早期解決のための法的措置を検討すること、の4点を指摘した。

同プロジェクトは、翌年6月、①人権教育・啓発の推進に関する法的措置を検討すること、②人権侵害による被害者の救済に関する法的措置を検討すること、③地域改善対策特定事業に関する法的措置を講じること、とした3項目の合意を取りまとめた。

この3項目の合意を受けて、1996年12月に、**人権擁護施策推進法（5年間の時限立法）**が制定された。この法律は、部落差別をはじめとした差別の撤廃と人権侵害の防止のために、人権教育・啓発のあり方と人権侵害の救済のあり方を検討するために、審議会を設置

することを定めたものである。(注22) また、1997年3月、「地対財特法」が対象事業を見直し一部改正の上、5年間延長された。

1999年7月、人権擁護推進審議会から人権教育・啓発のあり方に関する答申が出された。答申では、人権教育・啓発を実効あるものにするための「所要の行財政的措置」の必要性を提言するにとどまった。このため、民間の運動団体や地方自治体から法的根拠の必要性が強く指摘され、2000年12月、**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）**が制定された。「人権教育・啓発推進法」では、①社会的身分に対する差別（部落差別）をはじめとする差別の撤廃と人権侵害をなくすために教育・啓発を推進する必要があること、②学校、地域、家庭、職域その他様々な場で人権教育・啓発が推進されなければならないこと、③人権教育・啓発の内容としては人権尊重の理念の理解と体得が必要なこと、④国、地方公共団体、国民の責務、⑤国は、人権教育・啓発基本計画を策定すること、⑥政府は、毎年国会に基本計画の実施状況を報告すること、⑦国は地方公共団体に対して財政的な措置を講じることができること等が盛り込まれた。(注23)

2002年3月、政府は人権教育・啓発基本計画を閣議決定した。2003年3月、政府は「人権教育・啓発白書」を公表した。それ以降、毎年同白書を公表している。

2001年5月、人権擁護推進審議会から「人権侵害救済制度のあり方について」の答申が出された。この答申では、現行の人権救済制度の問題点が指摘され、新たに人権委員会を設置する必要があること、救済のために現行の任意調査と注意処分だけでなく、特別調査なり勧告の公表、訴訟提起、訴訟を踏まえた命令の必要性などが指摘された。また、同年12月には、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出された。この中では、人権擁護委員の任命にあたって適任者を選ぶ必要があること、国籍条項をはずし、定住外国人も任命できるようにする必要があることなどが提言された。

2002年3月、**人権擁護法案**が閣議決定され、国会に上程された。この法案は、法務省の外局に人権委員会を新たに設置し、差別と人権侵害の被害者を救済するというものである。その方式としては、一般救済と、特別救済が盛り込まれた。(注24) しかしながら、部落解放同盟や日本弁護士連合会、さらには当時の野党の民主党等から、①法務省の外局とされているため独立性がないこと、②東京にのみ人権委員会が設置されていて実効性に欠けること（差別や人権侵害は、通常地域で生起するため、少なくとも都道府県単位にも人権委員会を設置する必要があるとの主張）等に対する批判の声があがった。また、マスメディアによる人権侵害も特別救済を含む救済の対象としたためマスメディア関係者がこぞってこの法案に反対する論陣を張ることとなった。この結果、2003年10月の衆議院解散に伴い、同法案は廃案となった。

その後、人権擁護推進審議会の答申、国連の国内人権機関の設置に関する原則（パリ原則）等をふまえた「人権侵害救済法」（仮称）の制定を求めた運動がねばり強く展開されているが、2010年9月現在、人権委員会を設置するための法律は制定されていない。

2002年7月、東京において部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会の第9

回総会が開催され、組織の名称が部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会へと変更された。変更の趣旨は、部落解放基本法の制定を求めた17年に及ぶ運動の成果と新たな状況を踏まえ、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権確立を求めた運動へと発展させることにある。(注25)

なお、1999年6月、職業安定法が改正され、職業紹介事業者等が社会的差別を産み出す個人情報を収集することが禁止された。

(2) 自治体に対する取組

部落差別撤廃にむけて、国に対する働きかけとともに自治体に対する働きかけが展開されてきている。自治体に対する働きかけは3つの段階に分けることができる。第1の段階は、先に紹介した1975年に発覚した部落地名総鑑差別事件に対する運動の展開の中で、大阪府等に対して部落差別身元調査や部落地名総鑑の作成・販売の禁止を求めた条例制定運動の次期である。

第2の段階は、1990年代初頭から取り組まれた部落解放基本法案に盛り込まれた内容を自治体で実現することを求めた運動の段階である。この運動は、部落解放基本法の制定を国がなかなか受け入れようとしない情勢のもとで、自治体の姿勢を変えることによって国に迫っていくことを狙ったものであった。この運動の結果、1993年6月、徳島県阿南市で「**阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例**」が制定された。(注26) また、同年9月には大阪府泉佐野市において「**泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例**」が制定された。(注27) その後、各地において同様の条例が制定されていった。

先に紹介した1996年5月の地域改善対策協議会の意見具申や地方分権の流れ等をうけて、1996年8月、「**鳥取県人権尊重の社会づくり条例**」が制定された。(注28) これ以降が、人権条例制定の第3段階である。その後、同様の条例が三重県(1997年7月)、大阪府(1998年10月)、大分県(2008年12月)等においても制定され、近年この形の条例が各地で制定されてきている。この条例の場合、目的に差別をなくし人権が尊重された社会を構築することが明記され、自治体の責務、住民の責務、基本方針や基本計画の策定、審議会の設置等に関する条項が盛り込まれている。

2000年4月から、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(「地方分権一括法」)が施行された。この結果、法的には、国と都道府県、さらに市町村は、これまでの上下関係から対等の関係となった。このことは、部落差別を撤廃していく上で、自治体が果たす役割が大きくなったことを意味している。また、1990年代の後半以降、日本においても情報公開の流れが強くなり、国のみでなく、多くの自治体で情報公開条例が制定されるようになってきている。この結果、自治体としても、明確な根拠なしに、予算を付けたり人員を配置したりすることが困難になってきている。こうした、一連の変化のもとで、部落差別を撤廃し人権を確立するための条例制定の意義は大きくなってきている。

2009年5月12日時点での自治体における人権条例の制定状況をみると、47都道府県の中で16府県に17の人権条例が制定されている。(注29) また、1804市区町

村のうち410市町村に、410条例が制定されている。(表1参照)

人権条例の内容別に分類してみると、人権尊重の社会づくり条例型が最も多くて222条例(53.8%)、ついで部落差別をはじめあらゆる差別撤廃をめざす条例が122(29%)、さらに部落差別撤廃・人権擁護条例が41(9.9%)、その他その他が28(6.8%)となっている。(注30)

この他、自治体における新たな動きとして人権侵害救済条例の制定にむけた試みがある。2005年10月、鳥取県議会は、議員提案の**鳥取県人権侵害救済推進および手続きに関する条例(「鳥取県人権侵害救済条例」)**を可決した。この条例は、部落差別をはじめとした差別やさまざまな人権侵害を禁止するとともに、新たに設置される人権委員会が、調査、勧告、勧告の公表等ができることとされた。しかしながら、この条例について弁護士会やメディア関係者から委員会の独立性や権限が強すぎることに對する批判が寄せられ、2006年3月、同条例の施行停止条例が採択され、見直し検討委員会で見直しが行われた。2007年11月、見直し検討委員会から意見書が提出され、2009年3月、鳥取県人権侵害救済条例は廃止されたが、鳥取県人権尊重の社会づくり条例が改正され、人権相談のネットワークが整備されることとなった。(注31)

(3) 国連の人権活動との連係

部落解放運動は、1922年の全国水平社の創立当初から国際連帯の視点を持った活動を展開してきている。特に1970年代後半以降は、国連の人権活動との連係を重視し、先に紹介した国際人権規約の批准運動等を積極的に展開してきている。

1979年6月に、国際人権規約の批准を実現して以降、部落解放同盟や部落解放研究所は、女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(「女性差別撤廃条約」)、児童の権利に関する条約(「子どもの権利条約」)、さらにはあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(「人種差別撤廃条約」)の批准運動に取り組んだ。この結果、日本は、1985年6月に女性差別撤廃条約、1994年4月に子どもの権利条約を批准した。また、1995年12月には人種差別撤廃条約に加入した。(表2参照)

これらの条約の批准に伴い、部落差別の撤廃はもとより女性差別撤廃にも役立つ成果として、1985年には、110年ぶりに生活保護費に存在していた男女差が撤廃された。(注32)

日本が批准した国際人権諸条約は、その実施を確保するために締約国から定期的に報告書の提出を求め、それを審査し結果を公表(勧告を伴っている)する制度を持っている。部落解放同盟や部落解放研究所は、これらの報告書の審査に向けて民間団体の立場から政府報告の問題点を明らかにした報告書(カウンターレポート、パラレルレポート)を作成し、それぞれの条約の履行を確保するための委員会へ送付している。また、日本政府報告書の審査に際しては、代表を派遣し、ロビー活動等を展開している。この結果、市民的及び政治的権利に関する国際規約(「自由権規約」)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(「社会権規約」)、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約に関する日本政府報告書を踏まえたそれぞれの条約履行監視委員会から出された最終所見の中では、日本政府に部落問題解

決のための取組を実施するよう勧告されている。

とりわけ、人種差別撤廃条約と部落問題との関係は注目される。この条約の第1条1項では、この条約でいう人種差別とは、①人種 (race)、②皮膚の色 (color)、③世系 (descent)、④民族的出身 (national origin)、⑤種族的出身 (ethnic origin) に基づく差別であると規定されている。この条約の履行を監視する人種差別撤廃委員会は、この内の「世系 (descent)」の中に、日本の部落差別やインド等に見られるダリット差別が含まれるとの見解を明確にしている。(注33)

日本政府の第1, 2回報告書の審査を踏まえた人種差別撤廃委員会の最終見解(2001年3月)、第3~6回報告書の審査を踏まえた同委員会の最終見解(2010年3月)では、条約第1条1項に規定された「世系 (descent)」の対象に部落差別が含まれることを明確に指摘するとともに、日本政府に対して部落差別撤廃にむけて条約で定められた取組を実施することを勧告している。(注34)

また、自由権規約に関する日本政府の第4回報告書の審査を踏まえた自由権規約委員会の最終所見(1998年11月)では、狭山差別裁判とも深いかわりをもつ「証拠開示」を求めた勧告が出されている。(注35) また、女性差別撤廃条約の第4, 5回報告書審査結果を踏まえた最終所見(2003年7月)、第6回報告書の審査を踏まえた同委員会の最終所見(2009年8月)では、部落女性を含むマイノリティ女性のおかれている実態を明らかにし、効果的な施策を実施することが求められている。(注36)

以上紹介したような、条約を活用した取り組みのほかに、人権委員会(2006年6月以降人権理事会へ改組)や人権小委員会(2008年以降人権理事会諮問委員会へ改組)のもとに設置された特別報告者制度を活用した活動がある。

1981年以降、部落解放同盟や部落解放研究所の代表が人権小委員会で、部落差別の現状を訴えている。2000年8月には、人権小委員会は、「職業と世系に基づく差別に関する決議」を採択した。これは、日本の部落差別やインド等に存在しているダリットに対する差別の撤廃を求めたものであった。そして、この決議に基づき特別報告者を任命し、世界のどの地域にどのような形で同様の差別が存在しているか、また、その差別を撤廃するためにどのような法整備等がなされているか、この差別を撤廃するためにどのような取り組みが求められているかを調査することが求められた。2007年6月には「職業と世系に基づく差別の撤廃」に関する原則と指針を盛り込んだ報告書が提出された。(注37) この報告書の取りまとめ過程に部落解放同盟や部落解放・人権研究所は積極的な役割を果たした。

国連人権委員会のもとに設置された現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪(Xenophobia)および関連する不寛容に関する特別報告者が、2005年7月3日から11日まで日本を公式訪問した。その報告書は、2006年1月、国連人権理事会へ提出された。その中では、日本には人種差別と外国人嫌悪が存在し、それが3種類の被差別集団に影響を及ぼしているとの結論に達したとして、①部落の人びと、アイヌ民族および沖縄の人びとのようなナショナル・マイノリティ、②朝鮮半島出身者・中国人を含む旧日本植民地出身者

およびその子孫、③ならびにその他のアジア諸国および世界各地からやってきた外国人・移住者が挙げられた。

また、勧告として、①日本における人種差別の存在を認め、かつそれと闘う政治的意志を表明すること。② 差別を禁止する国内法令を制定すること。③人種、皮膚の色、ジェンダー、世系（「descent」）、国籍、民族的出身、障害、年齢、宗教および性的指向など、現代的差別における最も重要な分野を集約した、平等および人権のための国家委員会を設置すること。④歴史の記述の見直しおよび歴史教育のプロセスに焦点を当てること、が提起された。（注38）

こうした国連と連携した人権活動を効果的に推進していくために、部落解放同盟や部落解放研究所は、世界各地で差別撤廃に取り組む団体や活動家を結集して1988年1月、反差別国際運動（IMADR：International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism）を結成した。反差別国際運動は、1993年には国連の経済社会理事会との協議資格が認められている。（注39）

8、部落差別の現状

すでに述べてきたように1969年から2002年まで、33年間、部落問題を解決するために「特別措置法」に基づく特別の施策が実施されてきた結果、部落の住環境面の改善はかなり進んだ。また、部落の高校進学率が高まるなどの成果もみられた。さらに、部落問題に対する理解も一定程度進んできた。

しかしながら、高校進学率でも若干の格差（卒業時点で見ると10ポイント程度）が存在していること、大学進学率では全国平均の60パーセント程度にとどまっていること、若者や女性の失業率が多いことなどの問題がある。また、結婚や就職、さらには住宅などの不動産の購入面等で、部落を忌避する意識は根強く存在している。

たとえば、2006年に大阪府泉南市が市民の人権意識調査を実施したが、その結果をみると、「世間の人々が同和地区の人を意識していると思う時」に関する調査項目に関する回答（複数回答）を見ると、「結婚するとき」が65.3%、「隣近所で生活するとき」が22.2%、「同じ学校に通学するとき」が17.1%、「人を雇うとき」が13.6%等となっている。（なお、「とくに意識していないと思う」は23.3%であった。）（注40）

先に紹介したように、部落問題は同一民族、同一人種の中での身分差別に起因する差別であるため、外見上誰が部落民であるかの判断は困難である。では、いかにして、ある人が部落民であると判断しているのであろうか。この点に関して、2005年に大阪府が実施した「人権問題に関する大阪府民意識調査」結果を紹介しよう。この調査では、「世間はどのようなことで同和地区出身者と判断していると思うか」との問いが出されたが、その回答状況（複数回答）をみると、「本人が現在、同和地区に住んでいる」が50.3%、「本人の本籍地が同和地区にある」が38.3%、「本人の出生地が同和地区である」が36.6%、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」が29.1%、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」が27.5%、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である」が26.0%、「本人が過去に同和地区に住んだことがある」が23.6%、「職業によって判断

している」が18.9%等となっている。(表3参照)

これらの調査結果をみると、日本社会では、結婚や採用、隣近所で住むことや子どもの通学等に関わって、依然として根強く部落差別が存在していることが分かる。しかしながら、どこに被差別部落が存在しているのか、また誰が部落民であるかの見極めは簡単ではない。とりわけ部落から出て部落外で暮らしている人の場合は困難である。このため、日本では、興信所や探偵社などの調査業者に対して身元調査を依頼するということが少なからず行われている。

結婚や採用に際して、調査依頼を受けた調査業者は、まず、調査対象者の住民票と戸籍謄本を入手する。これらには、被調査者の現住所や本籍地、さらには家族関係が証明されているからである。ところが、これまで住民票や戸籍謄本等が差別的に使用されてきたので、戸籍法等の改正が行われ、これらの取得が制限されるようになってきている。しかしながら、行政書士や司法書士、さらには弁護士等職務上住民票や戸籍謄本を必要とする8業士については、これまでその制限が緩やかなものにとどまっていた。この結果、2003年以降、京都、兵庫、大阪、愛知、東京、埼玉等で司法書士や行政書士等による戸籍謄本等の不正入手事件が相次いで発覚した。これらの事件を究明する中で、調査業者の依頼を受けて司法書士や行政書士が不正に戸籍謄本等を入手していることが明らかになった。(一通につき5000円ほどの手数料を取っていた。)この結果、2007年、戸籍法や住民基本台帳法が改正され、原則公開制限となった。(注41)

戸籍謄本や住民票を入手することによって調査業者は、被調査者の現住所なり、本籍地を把握することができるが、そこが被差別部落かどうかはそれらの書類に書かれているわけではない。そこで、調査業者は、判明した被調査者の現住所や本籍地が被差別部落に該当するかどうかを確かめるために「部落地名総鑑」と照合することになる。その結果合致している場合は、被調査者が部落民であるとして報告されるし、合致しなかった場合は部落民でないとの報告が行われることとなる。(注42)

これまで説明してきたことを概念図にまとめたものが図1であるが、2005年末から大阪の調査業者から3冊の部落地名総鑑が回収されているし、2006年9月には、大阪の調査業者からフロッピーディスクに入力された電子版部落地名総鑑が回収されている。

以上に紹介した事実を踏まえるならば、日本社会においては、結婚や就職などの場面で、今日なおも隠然として部落差別が存在していることが分かる。

2002年3月で「特別措置法」が終了したこと、小泉政権下ですすめられた福祉関係予算の削減、規制緩和路線によって格差拡大社会、格差固定化社会が到来し、日本においても新たな貧困が社会問題となってきこと、反人権・民族排外主義勢力が台頭してきていることなどによって、現在、部落差別が厳しくなる局面を迎えている。

この結果、せっかく改善されてきた部落差別の実態が、近年後退する様相を見せてきている。例えば、2005年7月、鳥取県によって実施された鳥取県同和地区生活実態把握等調査結果によれば、以下のような実態が明らかになっている。①「生活保護世帯」が19.7%(報告市町村全体の6.

4%のおよそ3倍)となっていて、1993年の14.7%、2000年の16.0パーセントより増加してきていること、②就労形態をみても、「常雇」は55.6%(県平均より8.7ポイント低い)で、2000年調査より2.4ポイント減少している一方、「臨時雇」は13.6%、「日雇」は7.5%となっていて、両者を併せた不安定雇用率は21.1%(県平均の11.0%のおよそ2倍)で、2000年調査より3.8ポイント増加している、③部落の有業者の年間収入状況をみると、「200万円未満」が45.4%(県平均の39.8%より5.6ポイント高い)を占めており、2000年調査より4.6ポイント増加している。(注43)

景気後退、失業者増大、さらには右翼的な勢力の台頭を背景に、悪質な部落差別事件が相次いで発覚してきている。例えば、2003年5月から2004年10月までの1年半、部落解放同盟の事務所や多くの同盟員の自宅に、400通に上る差別脅迫ハガキを送りつけていた事件がある。この事件の実行者 S(34歳)は、2004年10月「脅迫罪」で逮捕された。2005年7月、東京地裁で「脅迫罪」、「名誉毀損罪」等で懲役2年の実刑判決が言い渡されたが、部落差別に基づく行為によって裁かれたわけではない。(注44)

近年、インターネット上で流布されている部落差別宣伝、扇動をみると、ナチスによるユダヤ人等を排斥した優生思想を思わせるような危険なものが含まれていること。例えば、2ちゃんねる掲示板のなかには、「非人エタ公は避妊しろ。腐った遺伝子を後世に残すな。日本の恥部め。部落解放同盟死ぬ。」(2006年11月10日付け)、「今まで関わってきた経験上、部落の人って身体的特徴があるな 肌の色、天パ、訝(いぶかる)るような目付き、顎の骨格、歯並び・・・など 劣性遺伝子が変わることなく受け継がれている点は、やはり近親相姦の影響かな そうだ牛殺しの顔付きだ エタとチョンの劣化遺伝子は後世に残すな。日本が腐る。」(同11月15日付)といったひどい内容のものが含まれている。(いずれも反差別ネットワーク人権研究会代表・田畑重志さん調べ)

2009年8月の総選挙で、民主党を軸とした政権交代が実現したが、2010年7月の参議院選挙で与党が敗北し、衆議院では与党が多数、参議院では野党が多数といういわゆる「ねじれ国会」状態が生じている。このような状況下で、部落差別撤廃、人権確立を目指した取り組みが展開されている。

9. 部落差別撤廃・人権確立に向けた今後の課題～法整備を中心に

以上に概括した部落差別の現状を踏まえ、部落差別撤廃・人権確立に向けた今後の課題について、法整備を中心に列挙する。

まず、国連の人権擁護活動との関係としては、以下の課題がある。(注45)

- ① 日本が締結した国際人権諸条約を国内で誠実に履行すること。とりわけ、自由権規約委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会による日本政府報告の審査を踏まえた最終所見に盛り込まれた勧告を履行すること。
- ② 部落差別撤廃に役立つ未批准の国際人権諸条約を批准すること。(注46)
- ③ 国連人権小委員会の特別報告者によってまとめられた「職業と世系に基づく差別の撤廃のための原則と指針」を日本国内で履行すること。
- ④ 国連人権委員会の現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本への公式訪問をふまえた報告書に盛り込まれた勧告を履行すること。

次いで、国のレベルで求められている法整備としては、以下の課題が挙げられる。

- ①「人権教育・啓発推進法」を活用し、あらゆる場所で人権教育・啓発を推進すること。
 - ②日本においても、人権侵害や差別の被害者を救済するために独立性と実効性を兼ね備えた人権委員会を設置するための法整備を行うこと。(注47)
 - ③差別禁止法を制定すること。(注48)
 - ④戸籍法や住民基本台帳法を改正すること。(注49)
 - ⑤社会的差別撤廃基本法を制定すること。(注50)
 - ⑥人権基本法を制定し人権省を設置すること。(注51)
- さらに、自治体レベルで求められている法整備としては、以下の課題がある。(注52)
- ① 人権条例が制定されている自治体では、条例の具体化を図ること。
 - ② 人権条例に問題がある場合には、改正すること。
 - ③ 人権条例を制定していない自治体において、条例制定を行うこと。

10. おわりに

最後に、日本における部落差別撤廃にむけた法制定運動の教訓を述べて、本稿を閉じることとする。

一般的にあって、法は、とりわけ差別撤廃に関わった法は、差別を被っている人びとを中心とした運動がなければ制定されないということである。

また、運動が盛り上がり法が制定されたとしても、法は、あくまでも「力関係」の産物であって、運動体が求めたものが百パーセント盛り込まれることはない。

それゆえ、法が制定されたとしても、その実施を求める運動が不可欠であるし、改正を求めた取組が不可欠である。

さらに、法制定に向けて、立法事実を明らかにするための実態調査は極めて重要である。その際、実態には、差別を受けている人びとが直接うけている差別事件だけでなく、差別を受けている人びとがおかれている生活実態や差別をしている人びとの意識の状況等が定期的に明らかにされる必要がある。

現在我々が生きている21世紀は、過ぎ去った20世紀と比べたとき、国家が果たす役割はなくなりはないが、相対的に低下する。その一方で、国内においては自治体が果たす役割が大きくなるし、国外では、国連に代表される国際機関の役割が大きくなる。

こうした21世紀の特徴を見たとき、自治体に差別撤廃・人権条例を制定させ、その具体化を求めていく取組は重要である。また、諸外国における差別撤廃にむけた取組や国連の人権活動との連帯も極めて重要な役割を果たす。(注53)

日本の歴史を見たとき、大きな歴史的な転換点はいくつかある。例えば、明治維新は日本が近代社会に脱皮した転換点であったが、この時期に部落差別撤廃を考えたとき、「解放令」(「賤民廃止令」)が出されたことの意義は大きい。同様に、第2次世界大戦での日本の敗戦は、大きな転換期であるが、この時期に制定された日本国憲法に、差別を否定する条項が盛り込まれた。1990年代の後半から今日までの時期は、日本はもとより世界的にも大きな転換点を迎えている。この時期に、部落問題の部分的な解決から根本的な解決に繋がる法制度の整備、また、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権確立に繋がる法制度の整備が求められている。そして、これらの法整備を実現するのは、今の時代を生きている者の責務なのである。

注1 友永健三プロフィール 1944年 大阪市に生まれる。1969年 大阪市立大学文学部哲学科卒業 その後、部落解放同盟大阪府連合会教育宣伝局に勤務するとともに大阪部落解放研究所（現在の社団法人部落解放・人権研究所）事務局員を兼務、その後、同研究所の事務局長、理事・所長を歴任し、2009年3月退任。現在 同研究所理事、財団法人反差別・人権研究所みえ副理事長、反差別国際運動事務局次長、世界人権宣言大阪連絡会議事務局長、関西学院大学非常勤講師、大阪市立大学非常勤講師などを務めている。著書には、人権ブックレット『いかそう人権教育・啓発推進法』解放出版社（2001年）、ヒューマンライツベーシック『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』解放出版社（2006年）など、共著には、友永健三、渡辺俊雄『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』解放出版社（2009年）などがある。

注2 国連の人権活動の中で、日本の部落差別やインドのカースト制度に起因するダリットに対する差別に類似する差別が、南アジア諸国はもとよりセネガルやマリ、ナイジェリアなどアフリカのいくつかの国に存在していることが明らかになってきている。その他、マレーシアやイギリス、アメリカなどのインド人の移民社会にもダリットに対する差別が存在していることが指摘されている。参考文献としては、（社）部落解放・人権研究所編『日本から世界への発信 職業と世系に基づく差別』解放出版社、2005年がある。

注3 「白丁」に対する差別の歴史と差別撤廃運動については、金仲燮著、姜東湖監修、高正子訳『衡平運動 — 朝鮮の被差別民・白丁 その歴史と闘い』解放出版社、2003年がある。

注4 ここで、部落問題に関する基本的な用語解説をしておきたい。部落とは、日本語では二通りの意味がある。一般的には、農村地帯の集落を意味するが、もう一つの意味としては被差別部落を意味する。運動団体や研究者は被差別部落または、単に部落と呼ぶことが多いが、行政が使用する表現としては同和地区がある。同様に、運動団体や研究者は部落問題と表現しているが、行政は同和問題とよんでいる。

注5 1993年の調査時点では、市町村数は、3234であったが、その後市町村合併が行われ2010年3月時点では、1727となっている。

注6 「解放令」は、1871年8月28日 太政官布告として出された。その本文は、布告として「穢多非人等ノ稱被廢候條、自身身分職業共平民同様タルヘキ事 辛未八月 太政官」とされ、同上府県へとして「穢多非人ノ稱被廢候條、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱 尤地祖其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取調、大蔵省へ可伺出事 辛未八月 太政官」となっている。「解放令」の研究書としては、上杉聰著『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、1991年がある。なお、部落差別撤廃に関する法律や答申、条例や条約については、ゴチックで記述している。

注7、日本の国民国家形成と部落問題との関係については、ひろたまさき著『差別からみる日本の歴史』解放出版社、2008年 参照。この本では、明治以降の日本の国民国家形成

過程で、部落問題が再編され新たに生み出されただけでなく、アイヌ民族や沖縄に対す差別が生み出されたこと、さらには、台湾や朝鮮に対する侵を伴ったことが指摘されている。

注8 全国水平社の創立、運動、高松差別裁判糾弾闘争については朝田善之助著『新版 差別と闘いつづけて』朝日新聞社、1979年 参照

注9 水平社と衡平社との交流については、注3で紹介した本を参照のこと。

注10 日本国憲法と部落問題の関係についての研究所としては、高野真澄著『日本国憲法と部落問題』解放出版社、1984年 がある。なお、部落問題は、第14条2項の「社会的身分」の中に含まれるとの解釈が政府の見解であるし学会の多数説である。

注11 オール・ロマンス糾弾闘争については、注8で紹介した本を参照のこと。

注12 同和対策審議会答申は、第2次世界大戦後、政府と自治体が本格的に部落問題解決に向けて取り組むきっかけを作った重要な文書である。総会が42回、部会が121回、小委員会が21回開催された。構成は、前文、第1部 同和問題の認識、第2部 同和対策の経過、第3部 同和対策の具体案、結語 から構成されている。全文は、http://blhrri.org/library/library_hourei_0001.pdf で見ることができる。

注13 同和対策事業特別措置法は、第1条（目的）、第2条（同和対策事業）、第3条（国民の責務）、第4条（国及び地方公共団体の責務）、第5条（同和対策事業の目標）、第6条（国の施策）、第7条（特別の助成）、第8条（地方公共団体の施策）、第9条（地方債）、第10条（元利償還金の基準財政需要額への算入）、第11条（関係行政機関等の協力）の11条から構成されていた。特に市町村が実施する同和対策事業については、国は3分の2補助をし、残りの3分の1についても起債を認め、そのうちの10分の8までは、自治大臣が認めた場合、地方交付税の算定額に算入するとされていた。この結果、この規定が100パーセント認められた場合、地方自治体は15分の1の負担で事業ができることとなっていた。なお、同和対策事業特別措置法は、<http://law.e-gov.go.jp/haishi/S44HO060.html> で見ることができる。

注14 全国5300箇所の被差別部落の名称や所在地、戸数や主な職業などを府県別に編集した本。2010年9月時点で、10種類の部落地名総鑑が存在していること、一冊5000円から4万5千円で企業等にダイレクトメールを使って売りつけられていたこと、作成・販売者は興信所・探偵社などの調査会社であること、購入者は主として企業で、200を越す企業が購入していること等が判明している。参考図書としては、友永健三著ヒューマンライツベーシック『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』解放出版社、2006年がある。

注15 大阪府部落差別調査等規制条例の眼目は、調査業者が部落差別調査をしないこと、部落の所在地の一覧の提供や部落の所在地を教示しないことなどを求めたもので、このために、①自主規制を求め、②違反行為が判明した場合、大阪府知事が「指示」することができ、③「指示」に従わなかった場合、営業停止命令を出すことができ、④営業停止命令にも従わなかった場合、罰則が用意されている点にある。条例の全文と解説は、

<http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/kojin1.html> で見ることができる。

注16 社団法人部落解放・人権研究所は、1968年8月、研究者、運動団体、大阪府、大阪市等によって創立された。1970年以降部落解放研究所と名称を変更し、1974年には、大阪府教育委員会認可の社団法人となる。1998年6月に名称変更し、現在に至っている。調査研究、講座開催、出版物の発行等を行っている。同研究所のウェブサイトは<http://blhrri.org/>で見ることができる。

注17 地域改善対策特別措置法は、それまでの「同対法」と比較したとき、基本的な内容は同様であるが、①条文が11か条から5か条への減少したこと、②事業実施にあたっては、対象地域と周辺地域との一体性を確保することとされたこと、③事業について法律の条文で包括的に規定されていたものが、政令で44事業に限定されたことなどの面で特徴がある。なお、「地対法」の全文は、<http://law.e-gov.go.jp/haishi/S57HO016.html>で見ることができる。

注18 部落解放基本法案検討委員会での議論の経過等をまとめた報告書としては「部落解放基本法」検討委員会編『部落解放の展望をめざして―「部落解放基本法」検討委員会・報告書―』1985年がある。また、簡単な解説書としては人権ブックレット28部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編『部落解放基本法とは』解放出版社、1991年がある。部落解放基本法案の条文は、<http://www.bll.gr.jp/siryositu/s-gyo-hoan.html>で見ることができる。また、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会は、部落解放同盟中央本部、日本労働組合総連合、全国同和教育研究協議会、部落解放・人権研究所、『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議、全国同和問題企業連絡会議などによって構成されていて、署名活動や中央集会の開催、政府等への要請行動などを展開している。

注19 「地対財特法」の条文は5条からできているが、その基本的な性格は財政特例法である。したがって、「同対法」や「地対法」にあった目的規定はなく、また、国や地方公共団体の責務、さらには国民の責務に関する規定も設けられていない。さらに、事業を実施する対象地域と事業も、「地対法」のもとで事業が実施されてきた地域で、引き続き実施することが特に必要と認められる政令で定められた事業に限定された。なお、同法の条文は、<http://www.houko.com/00/01/S62/022.HTM>で見ることができる。

注20 日本における現行の人権擁護制度は、法務省の中にある人権擁護局ならびに高等裁判所が設置されている都府県にある法務局の人権擁護部、それ以外の県では地方法務局の人権擁護課と民間のボランティアである人権擁護委員制度から構成されていて、法的な裏付けは法務省設置法と人権擁護委員会法である。この制度の問題点としては、人権擁護局が法務省の内局となっていて独立性がないこと、人権擁護を担当する職員が専門職でなく、人数も全国で240人程度と少ない点がある。また、権限についても任意調査しかできず、人権侵害が判明したとしても注意処分（説示・勧告）しかできないという問題もある。さらに、人権擁護委員は全国で1万7000人ほど選任（市町村長が議会の同意を得て法務省に推薦し、法務大臣が委嘱する。無給で交通費等のみが支給される。日本国籍を保有している

者に限定) されているが、高齢者が大半で人権に関して熱意を持った精通者が少なく、名誉職化していることが指摘されている。このため、先に紹介した「同対審答申」でも、現行の人権擁護制度全般の抜本的な見直しの必要性が指摘されていた。

注21 2002年3月に、33年間続いてきた一連の「特別措置法」に基づく特別施策の実施による部落差別撤廃に向けた取組が終了した。「地対協意見具申」は、それ以降の部落差別撤廃にむけた基本方向を示した公的文書として、今日においても重要な意味を持っている。2010年10月時点で、部落差別撤廃にむけた国レベルでの公的文書は、この意見具申書しか存在していない。「地対協意見具申」は、1、同和問題に関する基本認識、2、同和問題解決への取組の経緯と現状、3、同和問題解決への展望、4、今後の重点施策の方向から構成されているが、<http://www.pref.kochi.lg.jp/~jinkyou/jinnkenn/horitu/law/ikengushin.html> で見ることができる。

注22 人権擁護施策推進法は、<http://law.e-gov.go.jp/haishi/H08HO120.html> で見ることができる。

注23 「人権教育・啓発推進法」は、議員提案立法である。附則に「この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。」と規定されているが、2010年10月時点で、見直しは行われていない。なお、同法の条文は、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO147.html> で見ることができる。また、簡単な解説書としては、人権ブックレット58『いかそう人権教育・啓発推進法』解放出版社、2001年がある。

注24 人権擁護法案は、<http://www.moj.go.jp/content/000001548.pdf> で全文を見ることができる。人権擁護法案の問題点については、部落解放・人権研究所編『緊急出版 人権擁護法案・抜本修正への提案—どこを、どう、変える?』解放出版社、2002年がある。

注25 この名称変更の時点までに、部落解放基本法の制定は実現しなかったが、「人権教育・啓発推進法」が、部落解放基本法案の第5条に盛り込まれていた教育・啓発法的部分が人権という拡がりを持って実現したという現実を踏まえ、名称変更が行われた。この総会以降、重点課題としては、部落解放基本法案に盛り込まれた規制・救済法的部分の実現としての人権侵害救済法の制定におかれている。

注26 阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例は、全文7条で構成されていて、目的、市民の責務、市の施策等、実態調査、行政機構の整備、審議会等に関する規定が盛り込まれている。条例の制定の経過については、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委委員会編『全国で「条例・宣言」を！』解放出版社、1994で紹介されている。条文については、<http://blhrri.org/kenkyu/data/jourei/tokushima/jourei-tokushima-09.htm>

参照。なお、この条例は、2005年10月、人権尊重のまちづくり条例の制定に伴い、廃

止された。

注27 泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例は、全文7条から構成されていて、目的、市の責務、市民の責務、施策の総合的かつ計画的推進、実態調査の実施、啓発活動の充実、推進体制の充実に関する規定が盛り込まれている。制定過程については、上記の本に掲載。<http://www.city.izumisano.osaka.jp/section/jinken/jyourei.html>で条文を見ることができる。

注28 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の制定過程については、同上書で紹介されている。条文については、<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=92911>参照。なお、同条例は、2009年4月から人権に関する相談についての条項が追加された。

注29 大阪府には、部落差別調査等規制等条例と大阪府人権の社会づくり条例と2条例がある。

注30 2006年6月、部落解放・人権研究所によって市町村合併を踏まえた部落差別撤廃・人権条例等の現状に関するアンケート調査が実施された。本稿で紹介した条例の類型別の現状は、この調査結果に基づいている。報告書は、http://blhrri.org/kenkyu/data/survey_on_HRE/index.htm参照。

注31 鳥取県人権侵害救済条例の論点に関する理論的な整理としては、内田博文著 ヒューマンライツ・ベーシック『求められる人権救済法制の論点』解放出版社、2006年がある。

注32 日本国憲法第98条2項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されていて、政府の見解、裁判所の判断、学会の多数説は、憲法、条約、法律の順に優先するとされている。このため、条約に違反した法律や制度は改正が求められることとなる。

注33 しかし、日本の外務省の見解は「世系とは、人種、民族からみた系統を表す言葉であり、例えば、日系、黒人系といったように、過去の世代における人種又は皮膚の色及び過去の世代における民族的又は種族的出身に着目した概念であり、生物学的・文化的諸特徴に係る範疇を超えないものである。」(外務省発行「人種差別撤廃条約 Q&A」とし、部落差別は含まれないとしている。同様の議論が、インド政府報告書の審査でも生じていたため、人種差別撤廃委員会は、2002年8月、世系に関するテーマ別討議をおこない「世系に関する一般的勧告29」を採択し、「世系」に基づく差別がカースト及びそれに類似する地位の世襲制度 (systems of inherited status) 等の、人権の平等な享有を妨げ又は害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含むことを強く再確認し」ている。なお、一般的勧告29については、<http://www.imadr.org/japan/pdf/CERD29.pdf>参照

注34 2010年3月に出席した委員会の最終所見では、パラグラフ8で「世系 (descent)」の対象に部落差別が含まれることを再度確認するとともに、パラグラフ9では、日本政府に以下に列挙する6項目の取り組むべき課題を勧告した。(a) 部落問題に対処する権限を持つ特定の政府機関あるいは委員会を指定すること。(b) 特別措置法の終了に際してなされたコミットメントを履行すること。(c) 明確で統一された部落民の定義採用のために関係者

と協議を行うこと。(d) 部落民の生活条件の改善のためのプログラムを、一般国民の参加を得て、特に部落コミュニティを擁する地域に対する人権教育及び啓発の取組で補うこと。(e) 上記の施策の状況及び進展を反映する統計指標を提供すること。(f) 受益者とその他の者との平等が持続的に達成されたときに特別措置は終了すべきであるとする勧告を含む特別措置に関する一般的勧告32(2009年)を考慮すること。なお、2010年3月に出された人種差別撤廃委員会の最終所見は、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6.pdf> 参照。

注35 狭山事件とは、1963年5月1日に埼玉県狭山市で発生した、高校1年生の少女を被害者とする誘拐殺人事件である。この事件の容疑者として、同年5月23日に被差別部落出身の石川一雄(当時24歳)が逮捕・起訴され、刑事裁判に掛けられたが、一審の死刑判決後に冤罪を主張。その後、無期懲役刑が確定して容疑者の石川は服役した(1994年に仮釈放されている)。しかし、捜査の過程におけるいくつかの問題点がさまざまな立場から提起されており、石川とその弁護団及び支援団体が、冤罪を主張して再審請求をしている。再審請求の過程で、警察や検察側が保持している証拠を弁護団に開示することが求められているが、自由権規約に関する日本政府の第4回報告を審査した自由権規約委員会は、最終所見のパラグラフ26で「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する。」と指摘された。なお、自由権規約委員会の最終所見全文は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2_001.html 参照。

注36 女性差別撤廃委員会の日本政府第6回報告の審査を踏まえた最終所見の中で、マイノリティ女性に関してパラグラフ52では「委員会は、マイノリティ女性に対する差別撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む措置をとるよう促す。この目的のために、委員会は締約国に、マイノリティ女性の代表を意志決定機関に任命するよう促す。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉及び暴力被害に関する情報を次回の定期報告書に含めるよう締約国に求めた要請(A・58/38, パラ366)を繰り返す。この文脈において、委員会は締約国に先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施するよう求める。」と勧告されている。なお、最終所見は、http://www.gender.go.jp/teppai/6th/CEDAW6_co_j.pdf 参照。

注37 国連人権小委員会によって、「職業と世系に基づく差別」に関する研究が積み上げられたが、大まかに紹介すると、2001年8月に出されたグネセケレ報告では、インドをはじめとした南アジア諸国に存在しているダリットに対する差別と日本の部落差別が報告された。2003年8月 アイデ、横田報告では、アフリカのいくつかの国に存在している同様の差別が報告された。2004年7月に出された、アイデ、横田追加報告では、インド系の移民社会(ディアスポラ)の中に存在しているダリ

ットに対する差別が報告された。2005年7月の横田、鄭両委員による報告では、「職業と世系に基づく差別を撤廃するための原則と指針案」が示された。その後、各国政府やNGOからの意見をとり入れ、2007年10月、両委員による最終報告が国連人権理事会へ提出された。この最終報告書は、2009年5月18日、国連人権理事会第11会期で配布された。(文書番号 A/HRC/11/CRP.3 英文のみ) 今後、人権理事会での承認と活動継続をめざしていくことが必要である。なお横田洋三委員は日本の中央大学教授、鄭鎮星委員は韓国ソウル大学の教授である。日本語訳については、http://blhri.org/kokusai/un/un_0045.htm 参照。

注38 現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本の公式訪問を踏まえた報告書は、<http://www42.tok2.com/home/minzokukyoikunomirai/nipponhomon-hokokusho.pdf> 参照。

注39 反差別国際運動(IMADR)には、日本以外に、スリランカ、インド、ネパール、マレーシア、アルゼンチン、メキシコ、アメリカ、ドイツ、フランス、オランダ、ナイジェリア等に会員が存在し、本部は日本・東京で、ジュネーブにも事務所を持っている。ウェブサイトは<http://www.imadr.org/japan/>で見ることができる。

注40 2006年に実施された大阪府泉南市の市民の人権意識調査結果については、<http://www.city.sennan.osaka.jp/jinkenkeihatu/1/data/all-2006.pdf> 参照。

注41 第2次世界大戦後に限っても戸籍法の改正を求めた運動は3次にわたっている。第1次は、1968年に闘われた壬申戸籍(1871年に作成された戸籍で、旧身分が記載されているものがあつた)に対する厳重保管を求めたものである。第2次は、現行の戸籍に関する闘いで、1976年に戸籍法が改正され、戸籍謄本等の請求に当たっては理由が尋ねられることになり、不当な場合、自治体は提供を拒否することができることとされた。第3次は、2007年の改正で、原則公開制限となった。今回の改正で、本人もしくは親族、さらには司法書士や行政書士など8業士に限定して戸籍謄本等の請求が認められたが、8業士については、請求理由を明記すること、不正な入手が判明した場合は、刑事罰が適応されることとなった。

注42 仮に部落の人口を、部落解放運動関係者がこれまで主張してきたように300万人と仮定した場合、日本の人口はおよそ1億2000万人なので、部落の人口が占める比率は4パーセントとなる。と言うことは、調査業者が結婚や就職に際して、被調査者が部落出身者であるとの報告が行われる確率は4パーセントということになる。残りの96%は、調査した結果部落出身ではなかったとの報告がなされていることになるが、これも差別である。しかし、こうした報告は差別として表面化することはない。結婚差別があるとして表面化するのは、4%の報告で、差別した側の対応があまりにもひどく、被害を受けた側の意識が高い場合のみである。

注43 このような実態調査結果を踏まえて調査を担当された國歳眞臣鳥取大学名誉教授は、「現代日本は格差社会だといわれている。たしかに、2006年の国民生活基礎調査が明示したごとく、富裕階層と生活困苦層に二分されているのであろう。しかし、部落の場合には、生活困苦層に集中していることは明らかである。」と指摘している。『部落解放研究』第175号、2007年4月

注44 この事件の実行者(34歳)は、大学を卒業したが、定職がないフリーターであった。愛知県名古屋市でも、2006年10月から2007年2月にかけて、自らが開設したホームページに悪質な差別文書を掲載した事件が生起し、名誉毀損罪で実行者(26歳)が逮捕され有罪になったが、この事件の実行者もフリーターであった。困難な状況におかれている者が、より困難な状況におかれている者を差別することによって、一時的に自らの不満のはけ口を求めようとする「差別の社会的存在理由」が明確に示されている事件である。

注45 部落差別撤廃にむけた国連の人権擁護活動との関係については、拙稿「国際的視野から見た部落問題」(友永健三・渡辺俊雄編著『部落史研究からの発信 第3巻』解放出版社、2009年)参照。

注46 日本が未批准の人権条約で、部落差別撤廃にも役立つものとしては、自由権規約や社会権規約等の個人通報を認めた選択議定書と雇用と職業における差別撤廃に関するILO111号条約がある。

注47 民間の立場からの法案としては、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会の「人権侵害救済法(仮称)法案要綱・試案、日本弁護士連合会の「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱案」がある。これらでは、人権委員会は内閣府の外局とすること、中央のみでなく、都道府県にも人権委員会を設置することなどが提案されている。なお、日弁連の案はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/081118_4.pdf参照のこと。また、民主党も、野党時代の2005年に中央実行委員会や日弁連案とほぼ同様の「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」をまとめている。法案は<http://www.dpj.or.jp/news/?num=231>参照。

注48 部落差別撤廃等を視野に入れた民間の立場からの差別禁止法の提案としては、自由人権協会や日本弁護士連合会等で議論されている。部落解放・人権研究所関係では、大阪大学の村上正直教授による「人種差別禁止法私案」(2002年)があるが、この私案の概要は、「①定義については、人種差別撤廃条約の規定をモデルとし、差別禁止事由として国籍や社会的身分、門地を加え、除外規定としては合理的区別などを除外する。②公務員による差別と私人間の差別の双方を取扱う。③一般的禁止規定を置くとともに、日本の関係判例の分析をもとに、雇用、住居、物品又は役務の提供及び団体への加入の分野を特に明記する。④規制手段としては民事上の救済のための規定とする。⑤表現規制については、「人権擁護法案」が定めるものを採用する。この試案の作成に当たって、特に参考にしたものは、人種差別撤廃条約の他、イギリスの人種関係法、オーストラリアの人種差別法(連邦法)及び「人権擁護法案」である。」とされている。なお、この私案は、部落解放・人権研究所編『人権擁護法案・抜本修正への提案』解放出版社、2002年に掲載されている。

注49 2007年の戸籍法改正以降も、行政書士等8業士関係者による不正が発覚してきている。このため、戸籍謄本等を取られた本人に取られたことを通知する制度として本人通知制度の必要性が指摘されている。2010年10月時点では、このための戸籍法の改正は実現していないが、埼玉県や大阪府等の市町村では、本人通知制度を実施している。日本の戸籍制度の、より本質的な問題としては、個人単位ではなく、家族単位で作成されているという問題がある。このため、不断に「家意識」を産み出して、部落差別の撤廃を困難にしている。この問題点を踏まえ、個人単位の戸籍に改正する提案がなされている。例えば二宮周平著ヒューマンライツベーシック『新版 戸籍と人権』解放出版社、2006年があ

る。

注50 「社会的差別撤廃基本法」については、1993年に部落解放研究所での議論を踏まえ、「差別撤廃に関する基本政策大綱（案）」が提起されている。部落解放研究所編『日本の人権政策に関する提言～世界人権宣言45周年を踏まえて』1993年所収

注51 人権基本法の制定と人権省設置の必要性については、2006年12月に出された人権の法制度を提言する市民会議による『日本における人権の法制度に関する提言』がある。提言は、<http://www.geocities.jp/mkaw8/hrcc/events/hrlp06.html> 参照。

注52 日本における人権条例制定の現状と課題については、拙稿「部落差別撤廃・人権条例の制定の経過・現状・今後の課題」『部落解放研究』175号 2007年4月 所収 参照。

注53 例えば、日本では、いまだに人権委員会が設置されていないが、韓国では2001年に国家人権委員会法が制定され、2002年から活動を開始している。日本において人権委員会の設置を目指しているNGOや研究者は、韓国・国家人権委員会を頻りに訪問しているし、経験を学ぶために関係者を招いた集会を開催している。また、韓国・光州広域市では、国家人権委員会光州人権事務所等が中心になって日本における人権条例制定の経験から学び、自治体における人権条例制定にむけた取組が活発に展開されている。